

川崎市募金箱の方法による寄附金の収納に関する要綱

令和3年4月1日

3川会第38号会計管理者決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市が募金箱を用いた方法により寄附金を収納することについて必要な事項を定めることにより、寄附金の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、川崎市金銭会計規則（昭和39年4月1日規則第31号（以下「規則」という。））による。

(設置)

第3条 局長は、募金箱を設置する場合は、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。

(寄附金の申込みの時期)

第4条 募金箱を用いた方法による寄附金は、納人が募金箱に金銭を投入したことで、寄附の申込みがあったものとみなす。

(募金箱の仕様及び管理)

第5条 募金箱は、収納金を適正に管理できるよう施錠可能なものとしなければならない。

2 募金箱の設置にあたり、盗難等の防止措置を講ずるものとする。
特に夜間等募金箱による納付を受けない時間帯がある場合は、施錠可能な場所に保管しなければならない。

3 募金箱等の鍵は、金銭出納員等が厳重に管理するものとする。

(寄附の目的の明示)

愛6条 募金箱により寄附金を募るときは、寄附の目的を明示する。

(寄附金の確認)

第7条 指定金融機関等への払込み等のため、募金箱内の収納額を確認する場合は、複数の金銭取扱員等の立ち合いのもと行うものとする。

(寄附金の払込み)

第8条 募金箱の方法により収納した寄附金は、規則施行細則（平成15年3月31日14川収第714号収入役室長専決）第30項第6号の規定により、1月以内分を当該期間の末日の翌日までに払い込まなければならない。ただし、行事等で募金箱を設置した場合は、行事等の終了日から起算して、翌翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 第1項における払込期日が、指定金融機関等の休日に当たる場合は、指定金融機関等の次の営業日に払い込むものとする。

(募金箱の方法による寄附金受払簿)

第9条 金銭出納員等は、募金箱の方法により収納した寄附金について、前2条による寄附金の確認及び払込みの状況を、募金箱の方法による寄附金受払簿（第1号様式）に記載しなければならない。

(会計年度所属区分)

第10条 募金箱の方法により納付される寄附金は、募金箱に投入された日をもって、会計年度が決まることから、年度の末日（年度の末日が閉庁日の場合は、その前開庁日）に収納した寄附金は、当該年度の歳入としなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、募金箱の方法による寄附金

の収納の実施に関し必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

